

介護保険制度 Q & A ⑩

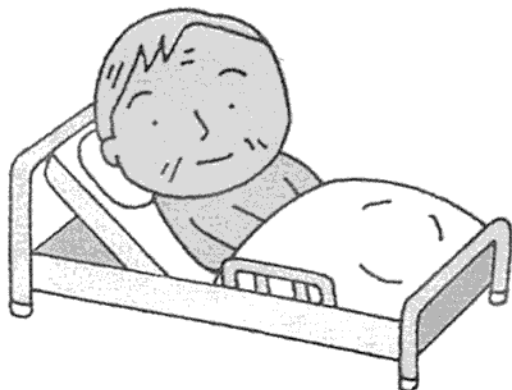
Q 65歳以上の市民には介護保険の保険証が発行されると聞きましたが、保険証があれば介護保険のサービスが受けられるのですか。

A 平成12年3月末までには65歳以上の市民全員に保険証(正しくは「被保険者証」といいます)が発行されますが、介護保険のサービスを利用する場合には、市から要介護(支援)認定を受けて、サービス利用の計画を立てる必要があります。

Q 8月1日号のこの欄で、第1号被保険者の保険料について説明がありましたが、第2号被保険者の保険料はどのくらいになりますか。

A 第2号被保険者の保険料は、各医療保険者がそれぞれの規定に基づいて決定することになっています。第1号被保険者の保険料と同様、保険料は決定されませんが、厚生省では下記のように試算されています。

- 組合健康保険 約1,700円
- 政府管掌健康保険 約1,500円
- 国民健康保険 約1,300円



Q 生活保護を受けていますが、介護保険は関係ありますか。

A 40歳以上65歳未満の生活保護受給者で医療保険に加入していない方は介護保険の被保険者とはなりません。これらの方が介護が必要になった場合、その費用は生活保護で新設される介護扶助費で賄われます。

65歳以上の方は(生活保護受給者も含め)全員、介護保険制度の第1号被保険者に該当します。このため、生活保護受給者も保険料を支払うこととなりますが、この費用は生活保護の費用で賄われます。また、要介護(支援)認定を受けて介護保険のサービスを受ける場合に生じる一部負担金も生活保護の費用で賄われます。

※このコーナーでは、介護保険制度に関するご質問にお答えいたしますので、ご質問がありましたら介護保険担当までご連絡ください。

介護保険事業計画説明会 開催のお知らせ

☆日程

期日	時間	会場	所在地
9月13日(月)	午後7時~9時	中央公民館	御幸町
9月14日(火)		総合会館	安川町
9月16日(木)		働く婦人の家	清滝桜ヶ丘町
9月17日(金)		中宮祠公民館	中宮祠
9月20日(月)		小来川林業研修センター	中小来川
9月21日(火)		所野コミュニティセンター	所野
9月22日(水)		野口小学校体育館	野口
9月24日(金)		市体育館	相生町

※参加は、最寄りの会場に限定するわけではありませんので、都合のよい日と会場を選んで参加してください。

平成12年4月から施行される介護保険について、現在、事業計画を策定中ですが、この計画策定に関し日光市では介護サービスがどのくらい必要か、あるいはどのくらい提供できるか、また、それによる65歳以上の第1号被保険者の保険料はどのくらいになるかなどを市民の皆さんに説明し、意見を聴くために「介護保険事業計画説明会」を開催いたしますので、ぜひご参加ください。

※介護保険の要介護認定の申請受付は10月1日(金)からとなりますが、初回申請時の混雑をさけるため、地区別及び誕生月別に受付を行います。詳しい日程、会場などは9月15日号の広報でお知らせいたします。

☎ 福祉保健課高齢対策係介護保険担当

☎ 54-1111 (内線436)